

平成二十五年法律第二十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）	第二章 個人番号（第七条—第十六条）	第三章 個人番号カード（第十六条の二—第八条の二）	第四章 特定個人情報の提供（第九条・第二十条）
第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十一条—第十二条）	第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供（第十二条—第十三条）	第三節 個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報保護評価等（第十二条の二—第十三条）	第四節 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第十二条の三—第十三条）
第五章 特定個人情報の保護（第十五条—第十七条）	第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第十五条—第十七条）	第七章 法人番号（第十八条—第十九条）	第八章 雜則（第四十三条—第四十七条）
第九章 罰則（第四十八条—第五十七条）	附則（第五十八条—第五十九条）	第一章 総則（第一条—第六条）	第二章 個人番号（第七条—第十六条）
（目的）	（目的）	（目的）	（目的）

この法律は、行政機関、地方公共団体その他他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理するとの間ににおける迅速な情報の授受を行うことができるようとするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他便利性の向上を得られるようにするために

必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

る者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。

二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第六項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

一 氏名

方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理するために、第二十二条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

二 その他政令で定める事項

三 生年月日

四 性別

五 個人番号

六 その他政令で定める事項

七 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に對応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

八 この法律において「個人情報保護法」とは、個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第六十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。

九 この法律において「個人情報保護法」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報保護法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するため指定されるものをいう。

一〇 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項から第三項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するため必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

一一 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第四項の規定により個人番号利用事務について行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

一二 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

一三 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

一四 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地

方の法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有す

る者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものをいう。

二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第六項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

一 氏名

方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理するために、第二十二条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

二 その他政令で定める事項

三 生年月日

四 性別

五 個人番号

六 その他政令で定める事項

七 この法律において「個人情報保護法」とは、個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいう。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第六十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。

八 この法律において「個人情報保護法」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報保護法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するため指定されるものをいう。

九 この法律において「個人情報保護法」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報保護法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するため指定されるものをいう。

一〇 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項から第三項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するため必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

一一 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第四項の規定により個人番号利用事務について行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

一二 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

一三 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

一四 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地

資することを旨として、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野における利用の促進を図るとともに、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第一項第一号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。

個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要であることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するため必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するため必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(事業者の努力)

第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体

が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第三章 個人番号（指定及び通知）

第七条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第三項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知され

た個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者の請求又は職権によることに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行いうための手段としての情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

(市の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するため必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するため必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(事業者の努力)

第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体

が前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

第二章 個人番号（規定による通知について）

（指定及び通知）

第七条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第三項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知され

た個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

2 市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受けれることができるよう、当該交付の手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による通知に關し必要な事項は、総務省令で定める。

4 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機関に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

(個人番号とすべき番号の生成)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するため必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体

が情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍等の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子關係の存否その他の身分關係の存否に関する情報、婚姻その他の身分關係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めたもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めた事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の該各項の下欄に掲げる事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行ふこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の該各項の下欄に掲げる事務を処理する者として主務省令で定めた事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定められたもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めた事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定められたもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めた事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合する事務に限る。）がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様の者を含む。第四項において同じ。）は、同表の該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

（利用範囲）

第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行ふこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の該各項の下欄に掲げる事務を処理する者として主務省令で定めた事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定められたもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めた事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合する事務に限る。）がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

4 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、速やかに、設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

1 他のいずれの個人番号（前条第一項の從前の個人番号を含む。）とも異なること。

2 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

3 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十一年法律第二百二十四号）第一百九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている

意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の行政事務の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行なうために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

（再委託）

第十一条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなされる。（委託先の監督）

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託をすることができる。

（委託先の監督）

る必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第十三条 個人番号利用事務実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。次条第二項及び第十九条第一号において同じ。）は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条において同じ。）は、個人番号利用事務実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

前項に定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができます。

（個人番号利用事務等実施者）

第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条において同じ。）は、個人番号利用事務等を処理するための必要がある個人情報を提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

（再委託）

6 前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

（再委託）

第十一条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託をすることができる。

（委託先の監督）

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託をすることができる。

（委託先の監督）

を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

（個人番号カード）

（個人番号カードの発行等）

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。第四項において同じ。）の申請に基づいて同じ戸籍の附票に記録される者（国外転出者である者に限る。第四項において同じ。）を作成するものとする。

（個人番号カード）

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳に記録される者（国外転出者にあって同じ。）を備える市町村の長（当該市町村以外の市町村の長を経由して申請する者が当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長）を経由して行うものとする。

（個人番号カードの交付等）

3 市町村の長は、政令で定めるところにより第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの（当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限る。）のうち個人番号カードの交付を速やかに受けける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

（個人番号カードの交付等）

4 戸籍の附票に記録されている者は、第一項の申請に併せて、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他の総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができる。

（個人番号カードの交付等）

5 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード（前項の申出をした者に係るものと除く。以下この項において同じ。）を作成した場合に是、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

（個人番号カードの交付等）

6 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合

（同項の市町村の長から機構に対し、その者について同項に規定する措置をとった旨の通知があつた場合に限る。）には、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するものとする。

（個人番号カード）

7 機構は、第一項の申請に基づき第四項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合に記録されている者（国外転出者である者に限る。）には、その者が記録されている戸籍の附票を備えた市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定める状況の管理その他総務省令で定める事務を行ふものとする。

（個人番号カード）

8 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成及び送付（第十八条の二第一項において「個人番号カードの発行」という。）に係る個人番号カードが備える戸籍の附票に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）に對し、前項第五項から第七項までの規定による送付又はその作成についての通知を受けたその者に係る個人番号カードを直接に又は機構若しくは同条第四項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行ふ市町村長（次項から第五項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。）は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

1 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人番号（その者に係る住民票が消除されてしまう場合には、当該住民票に記載されていた個人番号）を確認すること。

2 前項第一項の申請又は当該申請に記載された個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めたもの並びに当該住民票に記載されている個人番号（その者に係る住民票が消除されてしまう場合には、当該住民票に記載されていた個人番号）を確認すること。

3 政令で定めるものの提示を受け、その者が當

該書類に係る者であることを確認すること
 (一)に準ずるものとして主務省令で定める
 措置を含む。)
 前条第一項の申請 (同条第四項の申出をした
 者に係るものを除く。)が、交付市町村長以外
 の市町村長を経由して行われた場合には、当該
 市町村長は、政令で定めるところにより、交付
 市町村長に代わって前項第二号に掲げる措置を
 とることができる。

3 前条第三項の申出をした者 (交付市町村長に
 より第一項第一号に掲げる措置がとられた者で
 あって、当該交付市町村長から機構に対しその
 旨の通知があつたものに限る。)に対する第一
 項の規定による個人番号カードの交付は、政令
 で定めるところにより、機構が、その者に対
 し、当該個人番号カードを送付することにより
 行う。

4 前条第四項の申出をした者 (交付市町村長に
 より第一項第一号に掲げる措置がとられた者で
 あって、当該交付市町村長から当該申出に係る
 領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつ
 たものに限る。)に対する第一項の規定による
 個人番号カードの交付は、同条第七項の規定に
 より個人番号カードの送付を受けた領事官又は
 市町村長が、その者に対し、当該個人番号カー
 ドを引き渡すことにより行う。この場合におい
 て、その者が、交付市町村長により第一項第二
 号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付
 市町村長から当該領事官又は市町村長に対しそ
 の旨の通知があつたもの以外の者であるとき
 は、当該領事官又は市町村長は、政令で定める
 ところにより、交付市町村長に代わって同号に
 掲げる措置をとるものとする。

5 第二項又は前項の規定により交付市町村長に
 代わって第一項第二号に掲げる措置をとった市
 町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村
 市町村長及び個人番号カードに関する
 者が行う手続に関し必要な事項 (以下この項
 において「再交付等に関する事項」という。)
 は総務省令で、個人番号カードの様式及び個人
 番号カードの有効期間その他個人番号カードに
 関し必要な事項 (再交付等に関する事項を除
 く。)は主務省令で定める。

6 前項の規定により個人番号カードの提出を受
 けた市町村長は、当該個人番号カードについて、
 カードの適切な利用を確保するために必要な措
 置を講じ、これを返還しなければならない。

7 前項の規定により個人番号カードの提出を受
 けた市町村長は、当該個人番号カードについて、
 カード記録事項の変更その他当該個人番号
 区分された部分に、当該各号に定める事務を処
 理するために必要な事項を電磁的方法により記
 録して利用することができる。この場合におい
 て、これらの者は、カード記録事項に变更
 があったときは、その変更があつた日から十四
 日以内に、その旨をその者が記録されている住
 民基本台帳を備える市町村の長 (次項及び第十
 一項において「住所地市町村長」という。)に届
 け出るとともに、当該個人番号カードを提出
 しなければならない。この場合においては、前
 項の規定を準用する。

8 第六項の場合を除くほか、個人番号カードの
 交付を受けている者は、カード記録事項に変更
 があったときは、その変更があつた日から十四
 日以内に、その旨をその者が記録されている住
 民基本台帳を備える市町村の長 (次項及び第十
 一項において「住所地市町村長」という。)に届
 け出るとともに、当該個人番号カードを提出
 しなければならない。この場合においては、前
 項の規定を準用する。

9 個人番号カードの交付を受けている者は、当
 該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、
 その旨を住所地市町村長に届け出なければならない
 ない。

10 個人番号カードは、その有効期間が満了した
 場合その他の政令で定める場合には、その効力を
 失う。

11 個人番号カードの交付を受けている者は、当
 該個人番号カードの有効期間が満了した場合そ
 の他政令で定める場合には、政令で定めるところ
 より、当該個人番号カードを住所地市町村
 長に返納しなければならない。

12 個人番号カードの有効期間が満了した場合そ
 の他政令で定める場合には、政令で定めるところ
 より、当該個人番号カードを住所地市町村
 の規定の適用については、第八項中「その変更
 があつた日から十四日以内に」とあるのは「速
 やかに、直接に又は領事官を経由して」と、
 「住所地市町村長」とあるのは「戸籍の附票」と、
 「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町
 長」と、第九項及び前項中「住所地市町村
 長」とあるのは「直接に又は領事官を経由し
 て附票管理市町村長」とする。

13 前各項に定めるもののほか、個人番号カード
 の再交付の手続その他個人番号カードに関して
 市町村長及び個人番号カードに関する
 公共団体、独立行政法人等その他の行政事務
 を処理する者 (準法定事務処理者を含む。以
 下この号において「別表行政機関等」とい
 う。)のうち特定個人番号利用事務 (同表の
 当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に
 特定個人情報の提供を受けることによつて効
 率化を図るべきものとして主務省令で定める
 ものをいう。以下この号及び次号において同
 もの (法令の規定により特定個人番号利用事
 務の全部又は一部を行うこととされている者
 がいる場合にあつては、その者を含む。以下
 「情報照会者」という。)が、特定個人番号利
 用事務を処理するため、政令で定めるところ
 より、当該特定個人番号利用事務を処理する
 者として主務省令で定める別表行
 政機関等又は法務大臣 (法令の規定により當
 該利用特定個人情報の利用又は提供に關する

第十八条 個人番号カードの発行に関する手数料

二 特定の個人を識別して行う事務を処理する
 行政機関、地方公共団体、民間事業者その他
 の者であつて政令で定めるもの (当該事務
 の者であつて政令で定めるもの)

一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に
 資するものとして条例で定める事務

三 実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特
 定個人情報を提供するとき。

四 一の使用者等 (使用者、法人又は国若しく
 は地方公共団体をいう。以下この号において同
 同じ。)における従業者等 (従業者、法人の
 業務を執行する役員又は国若しくは地方公共
 団体の公務員をいう。以下この号において同
 同じ。)であつた者が他の使用者等における従
 業者等になつた場合において、当該従業者等
 の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の
 使用者等に対し、その個人番号関係事務を処
 理するため必要な限度で当該従業者等の個
 人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

五 機構が第十四条第二項の規定により個人番
 号利用事務実施者に機構保存本人確認情報等
 を提供するとき。

六 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部
 の委託又は合併その他の事由による事業の承
 継に伴い特定個人情報を提供するとき。

七 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定
 その他の政令で定める同法の規定により特定個
 人情報提供するとき。

八 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方
 公共団体、独立行政法人等その他の行政事務
 を処理する者 (準法定事務処理者を含む。以
 下この号において「別表行政機関等」とい
 う。)のうち特定個人番号利用事務 (同表の
 当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に
 特定個人情報の提供を受けることによつて効
 率化を図るべきものとして主務省令で定める
 ものをいう。以下この号及び次号において同
 もの (法令の規定により特定個人番号利用事
 務の全部又は一部を行うこととされている者
 がいる場合にあつては、その者を含む。以下
 「情報照会者」という。)が、特定個人番号利
 用事務を処理するため、政令で定めるところ
 より、当該特定個人番号利用事務を処理する
 者として主務省令で定める別表行
 政機関等又は法務大臣 (法令の規定により當
 該利用特定個人情報の利用又は提供に關する

第十九条 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供の制限)

一 何人も、次の各号のいずれかに該当す
 る場合を除き、特定個人情報の提供をしてはな
 らない。

二 一個人番号利用事務実施者が個人番号利用事
 務を処理するために必要な限度で本人若しく
 はその代理人又は個人番号関係事務実施者に
 対し特定個人情報を利用するとき (個人番号
 利用事務実施者が、生活保護法 (昭和二十五
 年法律第四百四十四号) 第二十九条第一項、厚
 生年金保険法第六十条の二第五項その他の政令
 で定める法律の規定により本人の資産又は収
 入の状況についての報告を求めるためにその
 個人番号を提供する場合にあつては、銀
 行その他の政令で定める者に對し提供すると
 きに限る。)

二 一個人番号関係事務実施者が個人番号関係事
 務を処理するため必要な限度で特定個人情報
 の利用又は提供するとき (個人番号利用事務
 実施者が、生活保護法 (昭和二十五年法律
 第四百四十四号) 第二十九条第一項、厚生年
 金保険法第六十条の二第五項その他の政令
 で定める法律の規定により本人の資産又は収
 入の状況についての報告を求めるためにその
 個人番号を提供する場合にあつては、銀
 行その他の政令で定める者に對し提供すると
 きに限る。)

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等
 の実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特
 定個人情報を提供するとき。

四 一の使用者等 (使用者、法人又は国若しく
 は地方公共団体をいう。以下この号において同
 同じ。)における従業者等 (従業者、法人の
 業務を執行する役員又は国若しくは地方公共
 団体の公務員をいう。以下この号において同
 同じ。)であつた者が他の使用者等における従
 業者等になつた場合において、当該従業者等
 の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の
 使用者等に対し、その個人番号関係事務を処
 理するため必要な限度で当該従業者等の個
 人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

五 機構が第十四条第二項の規定により個人番
 号利用事務実施者に機構保存本人確認情報等
 を提供するとき。

六 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部
 の委託又は合併その他の事由による事業の承
 継に伴い特定個人情報を提供するとき。

七 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定
 その他の政令で定める同法の規定により特定個
 人情報提供するとき。

八 別表の各項の上欄に掲げる行政機関等

三 報を提供するとき (第十二号に規定する場合
 を除く。)

四 本人又はその代理人が個人番号利用事務等
 の実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特
 定個人情報を提供するとき。

五 一の使用者等 (使用者、法人又は国若しく
 は地方公共団体をいう。以下この号において同
 同じ。)における従業者等 (従業者、法人の
 業務を執行する役員又は国若しくは地方公共
 団体の公務員をいう。以下この号において同
 同じ。)であつた者が他の使用者等における従
 業者等になつた場合において、当該従業者等
 の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の
 使用者等に対し、その個人番号関係事務を処
 理するため必要な限度で当該従業者等の個
 人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

六 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部
 の委託又は合併その他の事由による事業の承
 継に伴い特定個人情報を提供するとき。

七 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定
 その他の政令で定める同法の規定により特定個
 人情報提供するとき。

八 別表の各項の上欄に掲げる行政機関等

事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、当該利用特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供すること。

九 条例事務関係情報照会者(第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち特定個人番号利用事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定められたものをいう。)第二十六条において同じ。)が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者(当該事務を処理するため必要な利用特定個人情報を記録した特定執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。)第二十六条において同じ。)が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者(当該事務を処理するため必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。)に対し、当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該事務の内容に応じて個人情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供すること。

十 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第七十二条の五十八、第三百七十七条、第三百二十五条又は第七百三十九条の第五項の規定その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)又は国税(国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により國税又は地方稅若しくは森林環境税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十二 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行ったための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第四項に規定する書面(所得税法第二百二十十五条第一項(第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十三 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に提供するとき。

十四 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。

十五 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第四百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事案件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第三十六条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十六 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があ

り、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十七 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(収集等の制限)

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。

(第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供)

第二十一条 内閣総理大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

第二十二条 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供の請求に係る部分に限る。)の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次」(とあるのは「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあつたときは、当該利用特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があつたと認める場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に對して利用特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

第二十三条 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供の請求に係る部分に限る。)の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次」(とあるのは「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあつたときは、当該利用特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があつたと認める場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に對して利用特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

(情報提供個人識別符号の取得)

第二十四条 第二十二条の二第二項の規定による利用特定個人情報の提供の請求に係る部分に限る。)の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次」(とあるのは「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあつたときは、当該利用特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があつたと認める場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に對して利用特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

(第二十二条の二 情報照会者又は情報提供者(以下この条において「情報照会者等」という。)による利用特定個人情報の提供)

第二十五条 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第四百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事案件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第三十六条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

第二十六条 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があ

り、又は当該情報照会者等に對して通知する方法により行うものとする。

三 情報照会者等、内閣総理大臣、機構及び前項の市町村長は、第一項の規定による情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない。

四 前項に規定する者は、同項に規定する目的以外の目的のために取得番号を自ら利用してはならない。

五 第十九条(第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供について準用する。この場合において、同条中「次」とあるのは「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中八号の規定により利用特定個人情報の提供の求めがあつたときは、当該利用特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該利用特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条(第三項及び第五項を除く。)の規定に違反する事実があつたと認める場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に對して利用特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

六 前項(次項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条(第六号及び第十三号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定は、第三項に規定する者による取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない。

七 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「同項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

八 第六章の規定は、取得番号の取扱いについて準用する。この場合において、第三十三条规定に準用する場合を含む。)において準用する。

九 第六章の二第三項又は第六項に規定する者と、第三十六条中「第十九条第十五号」とあるのは「第二十二条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

十 第二十二条の二第二項の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に對し、当該利用特定個人情報の提供を提供しなければならない。

十一 前項の規定による利用特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当

2 第二十二条 情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十条の規定による内閣総理大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、当該特定の個人を識別できるもの(うち、個人番号又は住民票コードでないものとして、デジタル序令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を、機構(第九条第三項の法務大臣である情報提供者に對ては、当該個人の本籍地の市町村長及び機関)を通じて内閣総理大臣に對して通知し、及び内閣総理大臣が当該取得番号と共に当該情報提供用個人識別符号

該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(情報提供等の記録)

第二十三条 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者の名称

二 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時

三 利用特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、デジタル庁令で定める事項

前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該利用特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 個人情報保護法第七十八条第一項（個人情報保護法第二百二十五条第二項の規定によりみなしして適用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 第三十一条第三項において準用する個人情報保護法第七十八条第一項に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

内閣総理大臣は、第十九条第八号の規定により利用特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第

(秘密の管理)

第二十四条 内閣総理大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第八号の規定による利用特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のため、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保する

ことその他の必要な措置を講じなければならぬ。

2 委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるとときは、これを変更するものとする。

3 ことその他の必要な措置を講じなければならぬ。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、個人情報保護法第七十四条第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行つてない特定個人情報ファイルに記録された情報を提起した場合は、第十九条第八号若しくは第九号の規定により提供され、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めではない。

7 委員会は、評価書の内容、第三十五条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められ

(秘密保持義務)

第二十五条 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（第十九条第九号の規定による利用特定個人情報の提供）

第二十六条 第二十二条第一項（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による利用特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による利用特定個人情報の提供について準用する。

この場合において、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第十九条第九号の規定により提供することができる利用特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによつて同じ。」を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下の條において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に從事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第二十七条 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価（特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価をいう。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価等

（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第二十八条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定めるところによつて、当該特定個人情報ファイルを除き、個人番号利用事務等を処理するため必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（研修の実施）

第二十九条 個人番号利用事務等実施者その他の個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するため必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（研修の実施）

第二十九条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、政令で定めるところにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため必要なサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十二条において同じ。）の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

（委員会による検査等）

第二十九条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機関は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

（特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に對して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。）

保護法の規定による読み替えられた字句

(情報提供等の記録についての特例)
第三十一条 行政機関等（みなし独立行政法人等を含む。）が保有し、又は保有しようとする第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報を、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定（みなし独立行政法
保護法の他の規定については、個人情報保護法第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定により読み替えられるための番号の利用等に関する法律の例により、当該手数料を減額する場合に適用する第一項の規定により読み替ええた適用する第八十九条第三項の規定の理由があると認めると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の例により読み替えられた字句は、同表の下欄に掲げる字句とす
る。

第十九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一
第十九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一

第十九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一
第十九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一

第三项	第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十	第二十一
第三项	第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十	第二十一

第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一
第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十	第二十一	第二十二	第二十三	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七	第二十八	第二十九	第三十	第三十一

第一項	第一条 第二款 第一項 第二項 第三項 第四項	第一項	第一条 第二款 第三項 第四項 第五項
第二項	第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項	第二項	第二項 第三項 第四項 第五項 第六項 第七項
第三項	第三項 第四項 第五項 第六項 第七項 第八項	第三項	第三項 第四項 第五項 第六項 第七項 第八項

(勧告及び命令)

第二十四条 委員会は、特定個人情報の取扱いに反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。委員会は、前項の規定による勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定め、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(内閣総理大臣に対する意見の申出) 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

第六章の二 機構処理事務等の実施に関する措置

(機構処理事務管理規程)

第三十八条の二 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務（以下「機構処理事務」という。）の実施に関し総務省令で定める事項について機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務管理規程が機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(機構処理事務特定個人情報等の安全確保)

第三十八条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報（以下この条及び次条第二項において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たつては、機構処理事務特定個人情報等の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬ。

前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に關して知り得た機構処理事務特定個人情報等に関する秘密又は機構処理事務特

(適用除外)

第三十六条 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2

第三十二条 委員会は、特定個人情報の保護を図るために内閣官房に置かれる組織二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。)

(特定個人情報の保護を図るために連携協力)

第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに關する監督等

(指導及び助言) 委員会は、個人番号その他の特定個

人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワ

(指導致) 委員会は、この法律の施行に必要な

度において、個人番号利用事務等実施者に対し、必要ない指導致することができる。

一クシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に關し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、内閣総理大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

2 機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に關して知り得た機構処理事務特定個人情報等に関する秘密又は機構処理事務特

（機構処理事務の公表） 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを作成し、これを公表しなければならない。

(報告書の公表)

第三十八条の四 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(監督命令)

第三十八条の六 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施に關し監督上必要な命令をすることができる。

第三十八条の七 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施の状況に關し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入りさせ、機構処理事務の実施の状況に關し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

(報告及び立入検査)

第三十八条の八 総務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二及び第十七条第三項の規定による立入検査について準用する。個人番号カード関係事務に係る中期目標）

2

第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三十九条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークの役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十一年法律第二十九号）第二十七条规定による）に係る方共同体情報システム機構の認証業務に關する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十九条第一項に規定する認証事務をい

の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十九条の十第一項第二号及び第三号において同じ。）

二 個人番号カード関係事務に係る業務の質向上に関する事項

三 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する事項

四 その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要事項

（個人番号カード関係事務に係る中期計画）

機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めたところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条から第三十八条の十一までにおいて「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 個人番号カード関係事務に係る業務の質向上に関する目標を達成するためとするべき措置

二 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置

三 その他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項

主務大臣は、第一項の規定により認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（個人番号カード関係事務に係る年度計画）

第三十九条の十 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営

に関する計画（次条第五項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等）

第三十九条の十一 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならぬ。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

機構は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

機構は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（個人番号カード関係事務に係る年度計画）

第三十九条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財團で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であつて、所得税法第二百三十一条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百四十九条若しくは第五十条又は消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

機構は、第一項の評価を行ったときは、主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、

（通知等）

第三十九条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財團で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であつて、所得税法第二百三十一条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百四十九条若しくは第五十条又は消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、

6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7 主務大臣は、機構の理事長が前項の命令に違反する行為をしたときは、機構の代表者会議（地方公共団体情報システム機構法第八条第一項に規定する代表者会議をいう。次項において同じ。）に対し、期間を指定して、当該理事長を解任すべきことを命ずることができる。

8 主務大臣は、機構の代表者会議が前項の規定による命令に従わなかつたときは、同項の命令に係る理事長を解任することができる。

（個人番号カード関係事務に係る財源措置）

第三十九条の十二 国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

（財務大臣との協議）

第三十九条の十三 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十八条の八第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十八条の九第一項の規定による認可をしようとするとき。

第七章 法人番号

（通知等）

第三十九条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財團で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であつて、所得税法第二百三十一条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百四十九条若しくは第五十条又は消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、

（資料の提供）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができますのものをいう。第四十二条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

（資料の提供）

第四十一条 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要なと認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十九条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認める

ときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。(正確性の確保)

第四十二条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

第八章 雜則

(指定都市の特例)

第四十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次項において単に「指定都市」という。)に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。(事務の区分)

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項(附則第三条第四項において準用する場合を含む)、第十六条の二第二項及び第六項、第十七条第一項から第五項まで及び第七項(同条第八項において準用する場合を含む)、第二十条の二第二項(情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む)並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。(権限又は事務の委任)

第四十五条 行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任すことができる。(戸籍関係情報作成用情報保護法の特例)

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍關係情報の作成に関する事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて戸籍関係情報を作成するため戸籍又は除かれ戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機の副本来に記録されることは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。(戸籍関係情報作成用情報保護法の特例)

算機処理等を行うことにより作成される情報(戸籍関係情報を除く。)をいう。以下この条において同じ。)を保有してはならない。

法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保すること。その他の必要な措置を講じなければならない。

(主務省令)
第四十六条 この法律における主務省令は、デジタル府令・総務省令とする。

(政令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

2 前項に規定する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に關して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

3 前項に規定する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に關して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは、「第二十一条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む)において準用する第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定により戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

9 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは登録に係る事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に關して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。)を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは五十万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 第二十五条(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十二条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第五十四条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第五十五条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第五十六条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第五十九条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第六十条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第六十一条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第六十二条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第六十三条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第六十四条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第六十五条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第六十六条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

第六十七条 第三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万元以下の罰金に処する。

供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。)を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に關する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保すること。その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に關して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

3 前項に規定する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に關して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは、「第二十一条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項(次項において準用する場合を含む)において準用する第十九条(第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。)の規定により戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

9 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、

告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十六条 第四十八条から第五十二条の三まで及び第五十五条の規定は、日本国外においてこれらの方の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関するして次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条

二 第五十二条及び第五十三条の二から第五十

五条の二まで 各本条の罰金刑

法人都ない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに次条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六条（第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定 平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第三十一条、第六章第二節（第五十条を除く。）、第七十三条、第七十四条及び第七十七条（第七十三条及び第七十四条に係

る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第九条から第十二条まで、第十三条、第十

四条、第十六条 第三章、第二十九条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第三十条第一項（行

政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第三十条第一項（行

政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三

条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二

五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カ

ードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政

令で定める日

六 第十九条第七号、第二十一条から第二十三

条まで並びに第三十条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二

五条（個人番号カードに係る部分に限る。）並びに第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第四項まで並びに別表第二の規

定 公布の日から起算して四年を超えない範

围内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 行政機関の長等は、この法律（前条各号

に掲げる規定については、当該各号規定（以下この条において同じ。）の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（個人番号の指定及び通知に関する経過措置）

第三条 市町村長は、政令で定めるところによ

り、この法律の施行の日（次項において「施行

日」という。）において現に当該市町村の備え

る住民基本台帳に記録されている者について、

第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

（市町村長は、施行日前に住民票に住民票コード

ドを記載された者であつて施行日にいずれの市

町村においても住民基本台帳に記録されていな
いものについて、住民基本台帳法第三十条の三
第一項の規定により住民票に当該住民票コード
を記載したときは、政令で定めるところによ
り、第四項において準用する第八条第二項の規
定により機構から通知された個人番号とすべき
番号をその者の個人番号として指定し、その者
に対し、当該個人番号を通知しなければならな
い。

（委員会に関する経過措置）

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日（以下この条

における「経過日」という。）の前日までの間
における第四十条第一項、第二項及び第四項並
びに第四十五条第二項の規定の適用について
第一項及び第三項（同条第四項において準用する
部分に限る。）第六十三条（第十七条第一項
及び第三項において準用する部分に限る。）

第一項及び第三項（同条第四項において準用する
部分に限る。）に係る部分に限る。）第七十
五条（個人番号カードに係る部分に限る。）
並びに第七十七条（第七十五条（個人番号カ
ードに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）
並びに別表第一の規定 公布の日から起算して
三年六月を超えない範囲内において政

令で定める日

（委員会による経過措置）

第五条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

（検討等）

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途
して、この法律の施行の状況等を勘案し、個人
番号の利用及び情報提供ネットワークシステム
を使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大す
ること並びに特定個人情報以外の情報の提供に
情報提供ネットワークシステムを活用すること
ができるようにしてることその他この法律の規定
について検討を加え、必要があると認めるとき
は、その結果に基づいて、国民の理解を得つ
て、所要の措置を講ずるものとする。

（日本年金機構による経過措置）

第三条の二 日本年金機構は、第九条第一項の規
定にかかるわらず、附則第一条第四号に掲げる規
定の適用範囲を扩大するため、附則第一条第五号に掲
げる事務の処理を行うことができる。

（日本年金機構による経過措置）

第六条 政府は、第十四条第一項の規定により本人か
ら個人番号の提供を受ける者が、当該提供をす
る者が本人であることを確認するための措置と
して選択することができる措置の内容を拡充す
るため、適時に必要な技術的事項について検討
を加え、必要があると認めるときは、その結果
に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 略

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（特定個人情報保護委員会がした処分等に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前に第四条の規定による改正前の番号利用法（以下この条において「旧番号利用法」という。）又はこれに基く命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為は、第二号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれに基く命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧番号利用法（旧番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号））を含む。次項において同じ。又はこれに基く命令の規定により特定個人情報保護委員会に対しても申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法（新番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を含む。次項において同じ。）又はこれに基く命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対しても申請、届出その他の行為とみなす。

3 第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基く命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続がされないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基く命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手続をしなければならないとされた事項についてその手続をしなければならないとされた事項につ

いてその手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置）

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

（委員長又は委員の任命等に関する経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第一号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。）第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなされる場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十一条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日ににおける従前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に従前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

（守秘義務に関する経過措置）

第八条 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第九条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める（検討）

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法規第二条第九項に規定する匿名加工情報をいわゆる「行政機関等保有個人情報（行政機関等保有個人情報と総称する。）」の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報（新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいわゆる「匿名加工情報と総称する。）」に規定する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人材の体制の整備、財源の確保その他の措置の状況等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。）

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人材の体制の整備、財源の確保その他の措置の状況等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する預金者等から、又は農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、適切に個人番号の提供を受ける方策及び第七条の規定による改正後の番号利用法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策の的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

附 則（平成二八年三月三一日法律第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五の三まで 略

五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七条中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第七条中地方財政法第三十三条第二項及び第三項、第三十二条（第二项を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第七条中地方財政法第三十三条第二項及び第三項、第三十二条（第二项を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十三条の三第二項、第三十九条、第四十条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十五条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

（施行期日）

附 則（平成二八年三月三一日法律第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日
 イ 第一条中所得税法第五十七条第二項の改
 正規定、同法第一百五十五条の二第四項第二
 号の改正規定（第一百五十五条の二第一項
 又は第二項（）を「第一百五十五条の二第一項
 項又は第二項（相続により取得した有価証
 券等の取得費の額に変更があつた場合等
 の」に改める部分を除く。）、同法第一百六
 六条の改正規定（前編第五章）の下に
 【及び第六章】を加える部分を除く。）並び
 に同法第二百三十二条第一項及び第二百三
 十三条の改正規定並びに附則第六条、第十
 四条第二項及び第一百六十六条（行政手続に
 おける特定の個人を識別するための番号の
 利用等に関する法律（平成二十五年法律第
 二十七号）第九条第三項の改正規定（第
 五十七条第二項若しくは「を削る部分に限
 る。）に限る。）の規定
 （罰則に関する経過措置）

第二百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げ
 る規定にあつては、当該規定。以下この条にお
 いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則
 の規定によりなお従前の例によることとされる
 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対
 する罰則の適用については、なお従前の例によ
 る。（政令への委任）

第一百六十九条 この附則に規定するものほか、
 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
 で定める。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四
 号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から
 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
 当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十
 五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一
 項及び第二項、第六条から第十条まで、第四
 十二条（東日本大震災復興特別区城法（平成
 二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第二
 項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四
 条並びに第四十六条の規定 公布の日

（処分 申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定
 について、当該各規定。以下この条及び次条
 において同じ。）の施行の日前にこの法律によ
 りて承認等の処分その他の行為（以下この項にお
 いて「処分等の行為」という。）又はこの法律の
 施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法
 律の規定によりされた承認等の申請等の行為（以
 下この項において「申請等の行為」とい
 う。）の施行の日前にその手続がされてい
 ないものには、この法律による改正後のそれぞれの法
 律による改正後のそれぞれの法律の規定によりされた

承認等の処分その他の行為（以下この項にお
 いて「処分等の行為」という。）又はこの法律の
 施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法
 律の規定によりされている承認等の申請等の行
 为（以下この項において「申請等の行為」とい
 う。）の施行の日前にその手續がされてい
 ないものには、この法律による改正後のそれぞれの法
 律による改正後のそれぞれの法律の規定によりされた

る改正前のそれぞれの法律の規定によりされた
 承認等の処分その他の行為（以下この項にお
 いて「処分等の行為」という。）又はこの法律の
 施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法
 律の規定によりされている承認等の申請等の行
 为（以下この項において「申請等の行為」とい
 う。）の行為（以下この項において「申請等の行為」とい
 う。）としてこの法律の施行の日以後における行政事務を行
 うべき者は、この附則又は附則第六条（第
 五十七条第二項若しくは「を削る部分に限
 る。）に限る。）の規定
 （罰則に関する経過措置）

第二百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げ
 る規定にあつては、当該規定。以下この条にお
 いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則
 の規定によりなお従前の例によることとされる
 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対
 する罰則の適用については、なお従前の例によ
 る。（政令への委任）

第一百六十九条 この附則に規定するものほか、
 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
 で定める。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四
 号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から
 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
 当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十
 五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一
 項及び第二項、第六条から第十条まで、第四
 十二条（東日本大震災復興特別区城法（平成
 二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第二
 項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四
 条並びに第四十六条の規定 公布の日

（処分 申請等に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定
 について、当該各規定。以下この条及び次条
 において同じ。）の施行の日前にこの法律によ
 りて承認等の処分その他の行為（以下この項にお
 いて「処分等の行為」という。）又はこの法律の
 施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法
 律の規定によりされた承認等の申請等の行為（以
 下この項において「申請等の行為」とい
 う。）の施行の日前にその手續がされてい
 ないものには、この法律による改正後のそれぞれの法
 律による改正後のそれぞれの法律の規定によりされた

承認等の処分その他の行為（以下この項にお
 いて「処分等の行為」という。）又はこの法律の
 施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法
 律の規定によりされている承認等の申請等の行
 为（以下この項において「申請等の行為」とい
 う。）の施行の日前にその手續がされてい
 ないものには、この法律による改正後のそれぞれの法
 律による改正後のそれぞれの法律の規定によりされた

る改正前のそれぞれの法律の規定によりされた
 承認等の処分その他の行為（以下この項にお
 いて「処分等の行為」という。）又はこの法律の
 施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法
 律の規定によりされている承認等の申請等の行
 为（以下この項において「申請等の行為」とい
 う。）としてこの法律の施行の日以後における行政事務を行
 うべき者は、この附則又は附則第六条（第
 五十七条第二項若しくは「を削る部分に限
 る。）に限る。）の規定
 （罰則に関する経過措置）

第二百六十八条 この法律（附則第一条各号に掲げ
 る規定にあつては、当該規定。以下この条にお
 いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則
 の規定によりなお従前の例によることとされる
 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対
 する罰則の適用については、なお従前の例によ
 る。（政令への委任）

第一百六十九条 この附則に規定するものほか、
 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
 で定める。

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四
 号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
 六月を超えない範囲内において政令で定める日
 から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から
 施行する。

定項の改正規	第九条第五	規定	目次の改正	第四十二条—第四	第三十九条—第四
第十五号	第十四号	十五条	2	前項の場合において、第二条のうち次の表の上欄に掲げる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	（施行期日）
第十六号	第十五号	第四十一条の二 第四十一条の七	十二条	第三十八条の二 第三十八条の七	（施行期日）

れていないものとみなして、この法律による改
正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関する必要な経過措
置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定
める。

(附則) (平成三十一年七月六日法律第七一
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第
八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、
附則第十八条中社会保険労務士法(昭和四十
三年法律第八十九号)別表第一第十八号の改
正規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の
安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六
十八号)、第二十八条及び第三十八条第三項の改
正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用

第二十九条 この法律(附則第一条第三号に掲げ
る規定にあつては、当該規定)の施行前にした
行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例
によることとされる場合及びこの附則の規定に
よることとされる場合(当該各号に定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一から六まで 略
七 次に掲げる規定 令和二年四月一日
(附則) (平成三十一年三月二九日法律第二
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から
施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる
規定にあつては、当該規定。以下この条におい
て同じ。)の氏名に、「名称」を「名称」に改
めることとする。

次条及び第七十四条の十三の四第一項(振
替機関の加入者情報の管理等)において同
じ。「当該」を「当該金融機関等が保
有する」に改める部分に限る。及び同法
第七章の二中同条の次に二条を加える改正
規定並びに附則第一百九条及び第二百十三
条(行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律(平成二
十五年法律第二十七号)第九条第三項の改
正規定並びに附則第一百九条及び第二百十三
条(所得税法)を「若しくは第七
十四条の十三の三、所得税法」に改める部
分に限る。)及び同法別表第一の三十八の
項の次に次のように加える改正規定に限
る。)の規定

八から十五まで 略
十六 次に掲げる規定 中小企業の事業活動の
継続に資するための中小企業等経営強化法等
の一部を改正する法律(令和元年法律第二十
一号)の施行の日

イ 略
ロ 第十一条中租税特別措置法の目次の改正
規定(「退職所得」を「退職所得等」に改
める部分に限る。)、同法第十条の五の第二
項の改正規定(「第二十六条第二項」を
「第三十二条第二項」に改める部分に限る。)
、同法第十条の五の三第一項の改正規定
(平成三十一年三月三十一日)を「平成三
十三年三月三十一日」に改める部分を除
く。、同法第十条の五の四第二項第二号ロ
の改正規定、同法第十一条の三の次に一条
を加える改正規定、同法第二章第三節の節
名の改正規定、同法第二十九条の二(見出
しを含む。)の改正規定、同法第三十七条
の十二の二第二項第七号の改正規定、同法
第四十二条の二の二第一項から第三項まで
の改正規定(「第二十九条の二第六項」を
「第七項」に改める部分に限る。)、同法第
四項の改正規定(「第二十九条の二第五項」
を「第七項」に改める部分及び「第二十九
条の二第八項から第十二項まで」を「第二
十九条の二第九項から第十三項まで」に改
める部分に限る。)、同法第四十二条の三第
一百六条 (政令への委任)

ニ 第十一条中国税通則法の目次の改正規定、
同法第七十条第四項第三号の改正規定、同
法第七十四条の十三の二の改正規定(「
」)の規定
イからハまで 略
(附則) (平成三十一年三月二九日法律第六
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から
施行する。

四項第二号の改正規定(「第三十七条の十
四第三十項」を「第三十七条の十四第三十
五項」に改める部分を除く。)、同項第五号
及び第六号の改正規定(「第二十九条の二
第八項」を「第二十九条の二第九項」に改
める部分に限る。)、同法第四十二条の十二
の三第一項の改正規定(「第二十六条第二
項」を「第三十二条第二項」に改める部分
に限る。)、同法第四十二条の四第一項
の改正規定(「第二十九条の二第六項」を「
第七項」に改める部分に限る。)に限る。

四項第二号の改正規定(「第三十七条の十
四第三十項」を「第三十七条の十四第三十
五項」に改める部分を除く。)、同項第五号
及び第六号の改正規定(「第二十九条の二
第八項」を「第二十九条の二第九項」に改
める部分に限る。)、同法第四十二条の十二
の三第一項の改正規定(「第二十六条第二
項」を「第三十二条第二項」に改める部分
に限る。)、同法第四十二条の四第一項
の改正規定(「第二十九条の二第六項」を「
第七項」に改める部分に限る。)に限る。

四項第二号の改正規定(「第三十七条の十
四第三十項」を「第三十七条の十四第三十
五項」に改める部分を除く。)、同項第五号
及び第六号の改正規定(「第二十九条の二
第八項」を「第二十九条の二第九項」に改
める部分に限る。)、同法第四十二条の十二
の三第一項の改正規定(「第二十六条第二
項」を「第三十二条第二項」に改める部分
に限る。)、同法第四十二条の四第一項
の改正規定(「第二十九条の二第六項」を「
第七項」に改める部分に限る。)に限る。

四項第二号の改正規定(「第三十七条の十
四第三十項」を「第三十七条の十四第三十
五項」に改める部分を除く。)、同項第五号
及び第六号の改正規定(「第二十九条の二
第八項」を「第二十九条の二第九項」に改
める部分に限る。)、同法第四十二条の十二
の三第一項の改正規定(「第二十六条第二
項」を「第三十二条第二項」に改める部分
に限る。)、同法第四十二条の四第一項
の改正規定(「第二十九条の二第六項」を「
第七項」に改める部分に限る。)に限る。

四項第二号の改正規定(「第三十七条の十
四第三十項」を「第三十七条の十四第三十
五項」に改める部分を除く。)、同項第五号
及び第六号の改正規定(「第二十九条の二
第八項」を「第二十九条の二第九項」に改
める部分に限る。)、同法第四十二条の十二
の三第一項の改正規定(「第二十六条第二
項」を「第三十二条第二項」に改める部分
に限る。)、同法第四十二条の四第一項
の改正規定(「第二十九条の二第六項」を「
第七項」に改める部分に限る。)に限る。

四項第二号の改正規定(「第三十七条の十
四第三十項」を「第三十七条の十四第三十
五項」に改める部分を除く。)、同項第五号
及び第六号の改正規定(「第二十九条の二
第八項」を「第二十九条の二第九項」に改
める部分に限る。)、同法第四十二条の十二
の三第一項の改正規定(「第二十六条第二
項」を「第三十二条第二項」に改める部分
に限る。)、同法第四十二条の四第一項
の改正規定(「第二十九条の二第六項」を「
第七項」に改める部分に限る。)に限る。

四項第二号の改正規定(「第三十七条の十
四第三十項」を「第三十七条の十四第三十
五項」に改める部分を除く。)、同項第五号
及び第六号の改正規定(「第二十九条の二
第八項」を「第二十九条の二第九項」に改
める部分に限る。)、同法第四十二条の十二
の三第一項の改正規定(「第二十六条第二
項」を「第三十二条第二項」に改める部分
に限る。)、同法第四十二条の四第一項
の改正規定(「第二十九条の二第六項」を「
第七項」に改める部分に限る。)に限る。

四項第二号の改正規定(「第三十七条の十
四第三十項」を「第三十七条の十四第三十
五項」に改める部分を除く。)、同項第五号
及び第六号の改正規定(「第二十九条の二
第八項」を「第二十九条の二第九項」に改
める部分に限る。)、同法第四十二条の十二
の三第一項の改正規定(「第二十六条第二
項」を「第三十二条第二項」に改める部分
に限る。)、同法第四十二条の四第一項
の改正規定(「第二十九条の二第六項」を「
第七項」に改める部分に限る。)に限る。

四項第二号の改正規定(「第三十七条の十
四第三十項」を「第三十七条の十四第三十
五項」に改める部分を除く。)、同項第五号
及び第六号の改正規定(「第二十九条の二
第八項」を「第二十九条の二第九項」に改
める部分に限る。)、同法第四十二条の十二
の三第一項の改正規定(「第二十六条第二
項」を「第三十二条第二項」に改める部分
に限る。)、同法第四十二条の四第一項
の改正規定(「第二十九条の二第六項」を「
第七項」に改める部分に限る。)に限る。

四項第二号の改正規定(「第三十七条の十
四第三十項」を「第三十七条の十四第三十
五項」に改める部分を除く。)、同項第五号
及び第六号の改正規定(「第二十九条の二
第八項」を「第二十九条の二第九項」に改
める部分に限る。)、同法第四十二条の十二
の三第一項の改正規定(「第二十六条第二
項」を「第三十二条第二項」に改める部分
に限る。)、同法第四十二条の四第一項
の改正規定(「第二十九条の二第六項」を「
第七項」に改める部分に限る。)に限る。

四項第二号の改正規定(「第三十七条の十
四第三十項」を「第三十七条の十四第三十
五項」に改める部分を除く。)、同項第五号
及び第六号の改正規定(「第二十九条の二
第八項」を「第二十九条の二第九項」に改
める部分に限る。)、同法第四十二条の十二
の三第一項の改正規定(「第二十六条第二
項」を「第三十二条第二項」に改める部分
に限る。)、同法第四十二条の四第一項
の改正規定(「第二十九条の二第六項」を「
第七項」に改める部分に限る。)に限る。

の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改
正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条
第三項の改正規定並びに同法第七十一条の二
の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条
第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号
利用法第十七条の改正規定（同号に掲げる部
分を除く。）並びに番号利用法第十八条の二
第三項、第十九条第五号及び第四十八条の改
正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び
第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並
びに第七十条の規定　公布の日から起算して
五年を超えない範囲内において政令で定め
る日

（行政手続における特定の個人を識別するため
の番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う
経過措置）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の
日（次項において「第六号施行日」という。）
において現に第四条の規定による改正前の番号
利用法（以下この項及び第三項において「旧番
号利用法」という。）第七条第一項若しくは第
二項又は旧番号利用法附則第三条第一項から第
三項までの規定による通知カード（旧番号利
用法第七条第一項に規定する通知カードをいう。
以下この条において同じ。）の交付を受けてい
る者（次項及び第三項において「通知カード所
持者」という。）についての旧番号利用法第七
条第六項の規定による当該通知カードを紛失し
た旨の届出及び同条第七項の規定による当該通
知カードの返納については、なお従前の例によ
る。

2 番号利用法第十二条に規定する個人番号利
用事務等実施者が番号利用法第十四条第一項の規
定により通知カード所持者（第六号施行日以後
当該通知カード所持者に係る通知カードに係る
記載事項に変更があった者を除く。）である本
人（番号利用法第二条第六項に規定する本人を
いう。以下この項において同じ。）から番号利
用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を
受けたときにおける当該通知カード所持者が本
人であることを確認するための措置について
は、第四条の規定による改正後の番号利用法
(次項において「新番号利用法」という。) 第十
六条の規定にかかるわらず、なお従前の例によ
る。

3 市町村長は、通知カード所持者（第一項の規
定によりなお従前の例によることとされる旧番
号

号利用法第七条第六項の規定による通知カード
を紛失した旨の届出及び同条第七項の規定によ
る通知カードの返納をした者を除く。）に対し
その者に係る個人番号カード（新番号利用法第
二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）
を交付するときは、新番号利用法第十七条第一
項に規定する措置をとるほか、その者から通知
カードの返納を受けなければならない。

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定
にあっては、当該規定。附則第九条第二項にお
いて同じ。）の施行前にした行為に対する罰則
(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定
の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する經
過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第九条 政府は、前項に定めるもののほか、この法律
の施行後三年を目途として、この法律による改
正後のそれぞれの法律の施行の状況について検
討を加え、必要があると認めるときは、その結
果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律
の施行後三年を目途として、この法律による改
正後のそれぞれの法律の施行の状況について検
討を加え、必要があると認めるときは、その結
果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一条 附 則（令和元年五月三一日法律第一
号）抄
(施行期日)

第一条 附 則（令和二年三月三一日法律第五
号）抄
(施行期日)

第一条 附 則（令和二年三月三一日法律第八
号）抄
(施行期日)

第一条 附 則（令和二年四月一日法律第一
号）抄
(施行期日)

第一及び二略

三 目次の改正規定（「特例」を「特例等」に
改める部分に限る。）、第六章の章名の改正規
定及び同章に三条を加える改正規定（第二百二
十一条の三に係る部分に限る。）並びに附則
第十三条の規定 公布の日から起算して三年
を超えない範囲内において政令で定める日
の下に「をいう。以下この条において同じ。」を
加える部分、同号イに係る部分、

第一及び二略

三 次に掲げる規定 令和三年四月一日

四 附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法
律第六十七号）別表第一戸籍法（昭和二十二
年法律第二百二十四号）の項の改正規定を除
く。）、第六条（住民基本台帳法（昭和四十二
年法律第八十一号）第三十条の九の二第一項
の改正規定を除く。）及び第十四条（行政手
続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律（平成二十五年法律第
二十七号）別表第二の改正規定を除く。）の規

規定 前号に掲げる規定の施行の日又は情報
通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲
げる規定の施行日のいずれか遅い日
五百二十条の次に七条を加える改正規定、
役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務
局の長」を「管轄法務局長等」に改める部分
を除く。）、第一百二十八条から第一百三十条まで
の改正規定、第一百三十七条を改め、同条を第
三百三十九条とする改正規定（第一百三十七条を
改める部分に限る。）、第一百三十四条を改め、
同条を第一百三十六条とする改正規定（第一百三
十四条を改める部分に限る。）及び第一百三十一
三条を改め、同条を第一百三十五条とする改正
規定（第一百三十三条を改める部分に限る。）
並びに附則第七条から第十条まで及び第一百四
条（前号に掲げる部分を除く。）の規定 公
布の日から起算して五年を超えない範囲内に
おいて政令で定める日

規 定 前号に掲げる規定の施行の日又は情報
通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲
げる規定の施行日のいずれか遅い日
の十一の四第一項に規定する住所等確認書類
類をいう。第十六項において同じ。）の提
示又はその者の特定署名用電子証明書等
(同条第一項に規定する特定署名用電子証
明書等をいう。第十六項において同じ。)
に改める部分、同条第二十項中「を提出し
た」を「の提出をした」に改める部分、同
条第二十一項に係る部分、同条第二十三項
中「を提出した」を「の提出をした」に改
める部分、同条第二十七項中「電子情報處
理組織を使用する方法その他の情報通信の
技術を利用する方法」を「電磁的方法」に
改める部分、同条第三十一項中「非課税
口座廃止届出書」を削り、「提出した」
を「非課税口座廃止届出書の提出をした」
に改める部分及び同条第三十三項中「平成
三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」
を「十八歳」に改める部分を除く。）、同法
第三十七条の十四の二第十八項の改正規定及
び同法第四十二条の三第四項の改正規定並
び同法第四十二条の三第四項の改正規定並
び同法第四十二条の三第四項の改正規定並
び同法第六十八条第一項から第三項ま
で、第百六十八条及び第百六十九条の規定
(罰則に関する経過措置)

第一百七十二条 附則第一項各号に掲げ
る規定においては、当該規定。以下この条にお
いて同じ。）の施行前にした行為並びにこの附
則の規定によりなお従前の例によることとされ
る場合及びこの附則の規定によりなおその効力
を有することとされる場合におけるこの法律の
施行後にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百七十三条 附則（令和二年三月三一日法律第一
号）抄
(施行期日)

融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供
を行う電磁的方法による当該金融商品取引
業者等変更届出書に記載すべき事項の提供

法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（第七百三条の四第十一項第一号）を「第七百三条の四第十項第二号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日
 第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
 附則（令和四年四月二〇日法律第二六号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 略
 二 第三条及び附則第三条から第六条までの規定は、当該各号に定めたる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年六月一五日法律第六八号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
 一 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
 二 第三条及び附則第六八号抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和四年一月一六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第五百九条の規定 公布の日
 附則（令和四年一月一六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第五百九条の規定（以下「精神保健福祉法」という。）
 二 第五条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（以下「精神保健福祉法第五条の改正規定」という。）
 三 第五条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（以下「精神保健福祉法第五条の改正規定」という。）
 四 第五条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（以下「精神保健福祉法第五条の改正規定」という。）
 五 第五条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（以下「精神保健福祉法第五条の改正規定」という。）
 六 第五条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（以下「精神保健福祉法第五条の改正規定」という。）
 七 第五条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（以下「精神保健福祉法第五条の改正規定」という。）
 八 第五条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（以下「精神保健福祉法第五条の改正規定」という。）
 九 第五条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（以下「精神保健福祉法第五条の改正規定」という。）
 十 第五条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（以下「精神保健福祉法第五条の改正規定」という。）
 十一 第五条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（以下「精神保健福祉法第五条の改正規定」という。）
 十二 第五条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（以下「精神保健福祉法第五条の改正規定」という。）
 十三 第五条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（以下「精神保健福祉法第五条の改正規定」という。）
 四十三条の規定 公布の日
 （政令への委任）
 第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
 第七十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 第十七条 この法律は、令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日
 二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定並びに第十九条及び第二十条の規定 公布の日
 三 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二第一項の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第三十四条の規定 公布の日
 （政令への委任）
 第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）
 第一条 この法律は、令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日
 二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定並びに第十九条及び第二十条の規定 公布の日
 三 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二第一項の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第三十四条の規定 公布の日
 （政令への委任）
 第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）
 第一条 この法律は、令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日
 二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定並びに第十九条及び第二十条の規定 公布の日
 三 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二第一項の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第三十四条の規定 公布の日
 （政令への委任）
 第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）
 第一条 この法律は、令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日
 二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定並びに第十九条及び第二十条の規定 公布の日
 三 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二第一項の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第十九条の改正規定、同法第二十条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第三十四条の規定 公布の日
 （政令への委任）
 第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

三 厚生労働大臣	都道府県知事	七 都道府県知事	六 生勞働大臣	五 厚生労働大臣	四 全国健康保険協会
事務大臣 又は 厚生労船員保険法（昭和十四年法律第七十	康保険協会 保健事業若しくは福祉事業の実施又は健康保険料等の徴収に関する事務である給付又は支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定期限内障害児食費等給付費若しくは障害児入所治療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	七 都道府県知事	六 生勞働大臣	五 厚生労働大臣	四 全国健康保険協会

八 市町村	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	九 都道府県知事、市助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	十 都道府県知事、市助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十一 都道府県知事	十一 都道府県知事	十一 都道府県知事	十一 都道府県知事
十二 市長	十二 市長	十二 市長	十二 市長
十三 削除	厚生労働大臣	厚生労働大臣	厚生労働大臣
十四 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉による法律（昭和二十五年法律第二百二十号）による診察、入院措置、費用である法律（昭和二十五年法律第二百二十号）による公営住宅（同法第十九号）による診察、入院措置、費用	身体障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十五 都道府県知事等	十五 都道府県知事等	十五 都道府県知事等	十五 都道府県知事等
十六 都道府県知事又は市町村長	十六 都道府県知事又は市町村長	十六 都道府県知事又は市町村長	十六 都道府県知事又は市町村長
十七 国税	十七 国税	十七 国税	十七 国税
十八 社会福協議会	十八 社会福協議会	十八 社会福協議会	十八 社会福協議会
十九 都道府県	十九 都道府県	十九 都道府県	十九 都道府県
二十 厚生労働大臣	二十 厚生労働大臣	二十 厚生労働大臣	二十 厚生労働大臣
二十一 厚生労働大臣	二十一 厚生労働大臣	二十一 厚生労働大臣	二十一 厚生労働大臣

二十二条 厚生労働大臣	二十二条 厚生労働大臣	二十二条 厚生労働大臣	二十二条 厚生労働大臣
二十三条 厚生労働大臣	二十三条 厚生労働大臣	二十三条 厚生労働大臣	二十三条 厚生労働大臣
二十四 厚生労働大臣	二十四 厚生労働大臣	二十四 厚生労働大臣	二十四 厚生労働大臣
二十五条 厚生労働大臣	二十五条 厚生労働大臣	二十五条 厚生労働大臣	二十五条 厚生労働大臣
二十六条 厚生労働大臣	二十六条 厚生労働大臣	二十六条 厚生労働大臣	二十六条 厚生労働大臣

二十七 厚生労働大臣	二十七 厚生労働大臣	二十七 厚生労働大臣	二十七 厚生労働大臣
二十八 厚生労働大臣	二十八 厚生労働大臣	二十八 厚生労働大臣	二十八 厚生労働大臣
二十九 厚生労働大臣	二十九 厚生労働大臣	二十九 厚生労働大臣	二十九 厚生労働大臣
三十 厚生労働大臣	三十 厚生労働大臣	三十 厚生労働大臣	三十 厚生労働大臣
三十一 厚生労働大臣	三十一 厚生労働大臣	三十一 厚生労働大臣	三十一 厚生労働大臣

大臣	三十九の二 厚生労働	三十九の三 土地交通	三十九の四 労働大臣	支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	三十九の二 美容師法	三十九の三 水道法	三十九の四 主務省令で定める事務であつて主務省令で定めるもの	美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）による美容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
大臣	四十厚生	四十厚生	四十厚生	四十厚生
大臣	四十厚生	四十厚生	四十厚生	四十厚生
大臣	四十厚生	四十厚生	四十厚生	四十厚生

都道府県知事	又は都道府県知事	又は都道府県知事	又は都道府県知事	又は都道府県知事
都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事

五十九市	五十九市	五十九市	五十九市	五十九市
町村長又は市	町村長又は市	町村長又は市	町村長又は市	町村長又は市
生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣
生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣
生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣

六十二厚生	六十二厚生	六十二厚生	六十二厚生	六十二厚生
生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣
生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣
生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣
生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣	生労働大臣

六十八 町村長	金 市介護保険法（平成九年法律第百二十 三号）による保険給付の支給、地域	六十九 道府県知事	は保険料の納付に関する事務であつ て主務省令で定めるもの
六十九 都	六十三 道府県知事並びに永住帰國した中国残留邦人等支援給付等	六十四 都	は保険料の納付に関する事務であつ て主務省令で定めるもの
六十八 市	六十五 生労働大臣長崎市長	六十六 厚生労働大臣	は保険料の納付に関する事務であつ て主務省令で定めるもの

六十八 町村長	金 市介護保険法（平成九年法律第百二十 三号）による保険給付の支給、地域	六十九 都	は保険料の納付に関する事務であつ て主務省令で定めるもの
六十九 都	六十三 道府県知事並びに永住帰國した中国残留邦人等支援給付等	六十四 都	は保険料の納付に関する事務であつ て主務省令で定めるもの
六十八 市	六十五 生労働大臣長崎市長	六十六 厚生労働大臣	は保険料の納付に関する事務であつ て主務省令で定めるもの
六十八 市	六十七 厚生労働大臣	六十八 厚生労働大臣	は保険料の納付に関する事務であつ て主務省令で定めるもの

七十一 会	七十二 都道府県	七十三 厚生労働大臣	七十四 合
七十一 の二 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第 百十五号）による製菓衛生師の免許	七十二 の二 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第 百十五号）による製菓衛生師の免許	七十三 厚生労働大臣	七十七 農林漁業団体職員共済組合法等を
七十一 の二 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第 百十五号）による製菓衛生師の免許	七十二 の二 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第 百十五号）による製菓衛生師の免許	七十三 厚生労働大臣	七十八 農厚生年金保険制度及び農林漁業団体
七十一 の二 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第 百十五号）による製菓衛生師の免許	七十二 の二 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第 百十五号）による製菓衛生師の免許	七十三 厚生労働大臣	七十九 農厚生年金保険制度の統合を図るため
七十一 の二 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第 百十五号）による製菓衛生師の免許	七十二 の二 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第 百十五号）による製菓衛生師の免許	七十三 厚生労働大臣	八〇 農厚生年金保険制度の統合を図るため

七十四 生労働大臣	七十五 農林漁業団体職員共済組合法等を	七十六 厚生労働大臣	七十七 の二 職業能力開発促進法（昭和四十四年 法律第六十四号）による職業訓練指 導員の免許に関する事務であつて主務省 令で定めるもの
七十四 生労働大臣	七十五 農厚生年金保険制度の統合を図るため	七十六 厚生労働大臣	七十八 厚生労働独立行政法人日本スポーツ振興セン ターアー法（平成十四年法律第百六十二 号）による災害共済給付の支給に關する事 務であつて主務省令で定めるもの
七十四 生労働大臣	七十五 農厚生年金保険制度の統合を図るため	七十六 厚生労働大臣	七十九 厚生労働独立行政法人日本スポーツ振興セン ターアー法（平成十四年法律第百六十二 号）による災害共済給付の支給に關する事 務であつて主務省令で定めるもの
七十四 生労働大臣	七十五 農厚生年金保険制度の統合を図るため	七十六 厚生労働大臣	八十 厚生労働独立行政法人日本スポーツ振興セン ターアー法（平成十四年法律第百六十二 号）による災害共済給付の支給に關する事 務であつて主務省令で定めるもの
七十四 生労働大臣	七十五 農厚生年金保険制度の統合を図るため	七十六 厚生労働大臣	八〇 厚生労働独立行政法人日本スポーツ振興セン ターアー法（平成十四年法律第百六十二 号）による災害共済給付の支給に關する事 務であつて主務省令で定めるもの

に
関
す
る
事
務
で
あ
つ
て
主
務
省
令
で
定
め
る
も
の